明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○文部科学省設置法の一部を改正する法律（五一）　三
○災害救助法の一部を改正する法律（五二）　三
○農薬取締法の一部を改正する法律（五三）　三
○消費者契約法の一部を改正する法律（五四）　三
〔政　令〕
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（一八六）　三
〔省　令〕
○海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通四九）　三
○船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部を改正する省令（同五〇）　三
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委二八）　三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二一三）　三
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（経済産業一一三）　三
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（国土交通七五五、七五六）　四
○成田国際空港の施設の変更を許可した件（同七五七）　四
○成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第二条第三項の規制区域に変更があった件（同七五八）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
個人情報の保護に関する基本方針の一部変更の公表について（内閣府）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　四
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇**文部科学省設置法の一部を改正する法律**（法律第五一号）（文部科学省）

1　文部科学省及び文化庁の任務及び所掌事務の改正

(一)　文部科学省及び文化庁の任務のうち文化に係る部分を「文化に関する施策の総合的な推進」に改めることとした。（第三条及び第一八条関係）

(二)　文部科学省及び文化庁の所掌事務に、次の事務を追加するとともに、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務をつかさどることとした。（第四条及び第一九条関係）

(1)　文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(2)　文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(三)　文化審議会が調査審議する事項に、(一)及び(二)に関する事項を追加することとした。（第二一条関係）

2　この法律は、平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

◇**災害救助法の一部を改正する法律**（法律第五二号）（内閣府本府）

1　救助実施市の長による救助の実施

救助実施市（その防災体制、財政状況等を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の長が、その区域内において災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助を行うこととした。（第二条の二関係）

2　都道府県知事による連絡調整

都道府県知事は、救助実施市の区域及び救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した災害に際し、救助に必要な物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者等との連絡調整を行うこととした。（第二条の三関係）